

第 604 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 15 年 3 月 14 日 (金) 14:00～14:55

2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎第 2 号館 8 階)

3 議 題

(1) 答申報告

○ 諮問第 288 号の答申「平成 15 年に実施される 2003 年漁業センサス (仮称) の計画について」(案)

(2) その他

4 配布資料

1) 諮問第 288 号の答申「平成 15 年に実施される 2003 年漁業センサス (仮称) の計画について」(案)

2) 部会の開催状況

3) 平成 15 年 1 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 51 巻・第 1 号)

4) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、後藤委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省須田統計調査部長、厚生労働省渡辺統計情報部長、

農林水産省山本統計情報部長、同河崎構造統計課長、

国土交通省藤田企画調整室長、東京都早川統計部長

【事務局 (総務省統計基準部)】

総務省大林統計基準部長、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 答申事項

1) 諮問第 288 号の答申「平成 15 年に実施される 2003 年漁業センサス (仮称) の計画について」(案)

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が資料 1 の答申 (案) の朗読を行った。続いて、須田農林水産統計部会長が審議経過及び答申 (案) の説明を行った。

須田部会長)「平成 15 年に実施される 2003 年漁業センサス (仮称) の計画について」は、昨年 12 月 13 日に諮問を受け、農林水産統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は 4 回にわたって開催された。

答申案は、「漁業センサスの役割と水産関係統計の体系的整備」、「本センサスと海面漁業生産統計調査との関係」で本センサスと他の水産関係統計との関係を述べ、「本センサスの調査体系及び調査範囲」以下六つの項目で今回の改正計画についての評価と今後の課題を併せて述べるという構成になっている。基本的には、今回の計画について了承した上で、次回以降の検討課題を指摘する内容となっている。

まず、1 番目の「漁業センサスの役割と水産関係統計の体系的整備」については、「漁業の生産構造、就業構造及び漁業生産の背後条件の実態把握」という本センサスの基本的な役割を再認識する必要があるのではないか、また、本センサスは「経営体」を客体とする産業統計として早期から取り組んできたものとして評価できるなど、本

センサスの在り方について、部会場で活発に議論が交わされた。その結果、本センサスの産業統計という性格、そして他の水産関係統計調査の母集団情報の整備という役割を明確にした上で水産関係統計の体系的整備に取り組むことを冒頭に述べた。

答申案に具体的には盛り込まれていないが、部会においては、水産物の流通統計を体系的に整備する観点から、本センサスに関係する調査事項を追加した上で、既存の流通統計を再整理する必要があるのではないかという意見もあった。

次に、2番目の「本センサスと海面漁業生産統計調査との関係」について、海面漁業生産統計調査では、漁業の生産量全体を把握するため、本センサスでは調査対象から除外している年間海上作業従事日数30日未満の個人漁業経営体についても調査している。平成13年6月の海面漁業生産統計調査に係る統計審議会答申では、今後の課題として、本センサスとの間の役割分担や位置付けについて検討する必要があると指摘しているが、本センサスを中心に水産関係統計を体系的に整備するという観点から、本センサスで調査対象としていない経営体については、海面漁業生産統計調査の調査対象から除外する方向で検討することが適当とした。ただし、資源保護等の観点から、年間の出漁日数が制限されてはいるが重要とされる特定の魚種等に係る経営体については、引き続き海面漁業生産統計調査の調査対象とすべきとの意見も取り入れたものとなっている。

3番目の「本センサスの調査体系及び調査範囲」のうちの「(2) 冷凍・冷蔵工場及び水産加工場に係る調査」については、工業統計調査、事業所・企業統計調査との関係について部会場で活発に議論が交わされ、本センサスと工業統計調査とでは調査の目的が異なるので、工業統計調査の結果を本調査に代替することは適当ではないのではないか等の意見があったが、今回の調査結果に基づき、工業統計調査との間で全国の調査対象工場の照合が可能となることから、次回調査においては、工業統計調査、事業所・企業統計調査の事業所名簿と調査結果を活用することを検討する必要があるという方向性を明確にした。さらに、冷凍工場に係る調査については、次回調査に向けて別途の標本調査とすることを検討する必要がある、また、従来しつ皆調査で実施している承認統計調査である水産物流通調査（陸上加工調査票）と本センサスとの関係を整理する必要があると指摘している。

次に、「(3) 漁業地域に係る調査」の「イ」の部分に記述されている漁村地域社会のコミュニティ活動や集落機能等については、漁場環境、遊漁、祭り・イベント、親水性レクリエーション、漁業体験等を主な調査事項とするものである。部会においては、漁業地区、漁業集落等の背後地域に関するデータは本センサス以外になく重要との意見もあったが、水産施策に必要なデータをすべて本センサスで把握しようとする本センサスの目的が曖昧になり非効率になるとの意見も踏まえ、次回調査において、別途の標本調査（承認統計調査）の実施を検討する必要があると指摘した。なお、これについては、農林業センサスに係る統計審議会答申でも農林業集落に係る調査について同様の指摘がなされている。

「(4) 漁業従事者世帯に係る調査」については、経営体に雇われて漁業の海上作業に従事する者のいる世帯について、満15歳以上の世帯員全員の就業状況等を把握することとしているが、本センサスの産業統計という性格を踏まえると、漁業に従事していない世帯員についてまで詳細に調査する必要があるのかどうか議論があり、次回

調査に向けて、生産に直接従事する者の実態を把握する方向で見直す必要があると指摘した。

4番目の「調査事項」の「(3) 漁船登録データの活用」については、都道府県ごとの電子化の進捗状況や、個人情報保護等の点に留意する必要があるとの調査実施者側の意見があったが、調査事務や報告者負担の軽減につながることから、次回調査に向けて、漁船法に基づく漁船登録データの活用を検討する必要があると指摘している。

「(4) 従業者の雇用区分の定義」について、本センサスでは、事業所の従業者を「常雇」と「臨時雇・日雇」に区分しているが、その定義は工業統計調査等他の事業所調査と異なっている。これについては、第84回農林水産統計部会の結果概要に紹介されているように、1)従業者区分は漁業センサスの漁業経営体調査における従業の区分と一致させる方が、就業状況等の分析上、より重要ではないかとする意見と、2)産業統計として位置付けていくことを考えれば、工業統計調査等他の事業所調査と整合性をとり、これらの調査の「常用雇用」と「臨時雇用」の定義に合わせていく方向で検討する必要があるのではないかとする意見があった。しかし、本センサスは、世帯調査的な性格をもつ漁業経営体調査も含んでいることもあり、結論としては、事業所対象の調査である会社、官公庁・学校・試験場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票における従業者の定義を、事業所・企業統計調査、工業統計調査等で使われている「常用雇用者」、「臨時雇用者」の定義と整合を図ることについて、今後検討する必要があると指摘している。

本センサスについては、今回の調査結果を踏まえ、次回調査に向けて残された課題が多数ある。本答申に盛り込まれている事項については、調査実施者の積極的な取組みをお願いしたい。

〔質 疑〕

舟岡委員) 部会長の補足説明にはない事項であるが、今回の調査結果を少し高度に活用するという観点から、例えば国勢調査結果とデータ・リンケージを行うことや、前回の漁業センサス結果とデータ・リンケージを行ってパネルデータとして活用することについて、調査を経て基本的な集計が終わった後に、分析資料あるいは参考統計として公表していただく予定はあるか。

河崎課長) 御指摘の点については、基本的には2次集計という形で利用性を高めるような公表の仕方を考えている。

廣松委員) 答申案及び部会審議の内容を御紹介いただき、この漁業センサス自体の性格がある度明確に整理されたと感じる。一つは感想であるが、従業者の分類の問題に関しては、世帯統計と産業統計という両方の側面を持っているところが問題点の原因ではないかと思う。そのような意味で今後、世帯統計の側面と産業統計との側面の切り分けを、今回の平成15年調査の結果も踏まえて御検討いただきたい。

次に簡単な質問であるが、答申案3(3)で漁業地域の調査に関していくつか指摘事項があるが、その中に「水産庁が設定している漁港背後集落」という用語がある。これに関して簡単に御説明いただきたい。また、ここでとらえようとしている漁業者の居住地域との関係について、補足説明を頂きたい。

河崎課長) まず「水産庁が設定している漁港背後集落」は、水産庁が所管している漁港法に基

づく漁港の背後ということであり、漁港に付随するような地域を指定している。主には水産庁の環境整備事業等の把握をするための線引きである。

一方、漁業センサスでは、この漁港のみならず一般の港湾周辺にも漁家が存在していることから、そこまで広げて漁業集落を設定しており、漁業集落の方が若干範囲は広がる。

竹内会長) その設定と水産庁の漁港背後集落とのデータ・リンケージはできるのか。漁業集落のうち、どのぐらいが漁港背後集落かについては、内数という形になるのか。

河崎課長) 観念的には漁業集落の内数が漁港背後集落という形になるので、切り分けは可能であるが、そのような分析を行ったことはない。

竹内会長) 統計上、それは出てくるのか。

河崎課長) そのような目的で集計したことはなく、今の段階では数字として出てこない。必要であれば今後の作業で行うこととなる。

竹内会長) 逆に言えば、水産庁で設定している漁港背後集落に関する統計は別にあるのか。

河崎課長) 統計的なものはないが、水産庁が物的な整備をする際に必要な情報等を集めた業務資料的なものはある。

竹内会長) それは統計としては公表されていないのか。

河崎課長) 統計という意味での公表は行っていない。

廣松委員) もう一つ伺いたい点は、概念的な世帯統計と産業統計との整理・区分に関しては大きな問題であり、今回の平成 15 年調査の直接の問題とはならないが、基本方針を御検討いただきたいということである。

河崎課長) それは、単に漁業センサスに限らず農林業センサスも同じような性格を有しており、産業センサスであると同時に世帯調査的なものを含む。

これは部会でもお願いしたことであるが、国勢調査の定義、工業統計調査、事業所・企業統計調査の雇用の定義が異なっているところも問題ではないかと思っている。それらの定義を合わせていただければ、両センサスもその定義を用いることができることから、むしろそのようなことも統計審議会で御審議いただければありがたいと考えている。

竹内会長) その問題は今すぐに議論するべきことではないのかもしれないが、非常に重要なことである。つまり、国勢調査と事業所・企業統計調査で区分の仕方が異なっているが、それぞれに理由があり、簡単に統一もできないだろう。統計基準部の方から御意見あるいは御説明はないか。

山本審査官) 定義が異なることについては、それぞれの調査ごとに過去からの経緯がある。

したがって、今回の答申案をまとめる作業をさせていただく中で、世帯調査と事業所調査は現段階では異なった定義であることを前提として、このセンサスではどのように整理すべきかを御議論いただいたと認識している。

一般的に定義をそろえることまでは、現段階ではアイデアはなく、そのような状況は認識しているものの、今後の方向として整理をする方向となるのかについては非常に難しい問題である。

竹内会長) 個人的な見解であるが、世帯つまり雇用される側からとらえるときと、事業所つまり雇用する側からとらえるときの定義を統一するのは難しいだろう。というのは、事業所側からは厳密・精密な定義をすることが可能で、何日以上継続して雇用したもの

としてとらえられるが、一方、世帯側からは、あまり精密な定義をしても恐らく正確な答えは出てこないのではないか。例えば、雇用契約が何度も切り替わっているときに、それは継続雇用となるのか、切り替えかについては雇用されている者が正確に把握していないこともある。

やはり世帯調査の場合は、かなり大まかで割合分かりやすい区分をしておく方が望ましい。しかし、事業所からとらえたときには、それだけではうまくいかないことから、そこに矛盾が生ずるのはやむを得ない面もあるだろう。

一つの問題は、それを同じ用語で表現していると誤解を招くおそれがある。用語を変えた方がよいか、あるいは用語を変えるのが無理なら、少なくとも違いを明確に記載しておかないと、二つの統計を結び付けて分析しようとする人から、大きな矛盾があると言われると困ることから、検討する必要があるだろう。個人的には用語の統一は難しいと考えている。

その場合に、農林業センサスでも同様であるが、事業所調査と世帯調査の両方が混在する場合があったとき、結局、用語を統一することが難しいということはやむを得ないものであり、もし両方に用いることがあれば、少なくとも異なる用語を用いなければ、大変混乱を招くのではないか。

舟岡委員) 慎重に見ると用語の使い分けをしており、私の理解では事業所関係であれば「常用雇用（じょうようこよう）」という言葉を使っているのに対し、世帯を対象とする場合は「常雇（じょうこ）」と呼んでいる。「常用雇用」を縮めたように見えるが、「常雇（じょうやとい）」という言い方であれば、「じょうやとい」と「じょうようこよう」との区別が付くようになっている。

竹内会長) そのような使い分けを行うのであれば、振り仮名を付けなければ、「じょうこ」と読めば、これは「常用雇用」を省略しただけととらえられる危険性がある。

別の字を使用するなど、区別するのであれば、明確に区別できる方がよいだろう。違う表現であるとするのは、使う側の人自己満足につきる。しかし、根底では問題があっても対応は難しいことは理解できる。

篠塚委員) 今回の答申案は、記入者負担を考慮し、できる限り業務統計などを活用するという方向性が示されているのが非常に評価できる。

その中で伺いたいのが、答申案4(3)で漁船登録データの活用が触れられている。そして漁業経営体調査票と内水面漁業経営体調査票において記入者負担軽減のため、都道府県が保有している漁船登録データの活用を検討する必要があるとしている。改めて調査票を見ると、この漁業経営体調査票の漁船数を把握する項目では、11月1日現在保有している船としているが、内水面漁業経営体調査票では、保有している船には、借りて保有している船も含めるという表現になっている。

内水面漁業経営体調査票で、保有しているとは借りている場合も含めることとすると、都道府県の保有している漁船登録データで、正確に漁船数が把握できるのかどうか御説明いただきたい。

河崎課長) 漁船登録データとは、簡単に言うと漁船法に基づく登録関係のデータのことであり、車でいう車検証の原簿に当たる性格のものである。

したがって、当然ながら所有を前提にしており、借りている場合はデータにはない。つまり、答申案の提案はプレプリントをした上で、調査の際に客体からチェックをし

てもらおうという前提での御指摘と考えており、当然ながら全部データをリンケージさせて集計するのではなく、あくまでもプレプリントのデータとして使っていけば、借り入れについては現場の調査で把握することが可能だろう。

篠塚委員) 実施者計画のままの調査票であれば借りたのかが分かるが、答申案において今後の検討とされている都道府県が持つ登録データを使用する場合、借りているかについては調査ではなく、ヒヤリングあるいは調査員が面接するような形でしか把握できなくなるかもしれないと理解してよいか。

竹内会長) つまり、漁船の使用等はあくまで調査する。その場合に、既に漁船登録データがある場合、調査票にプレプリントして、調査対象が記入しなくて済むようにするということではないか。

河崎課長) まず客体が自分の持っている船のトン数等の細かい部分まで思い出さなくてもよく、もし違っていればそこで修正していただく。また、ほかに借りている船があれば記入するという形になるので、単に調査客体の負担軽減のためのサービスのような位置付けではないか。

飯島委員) 答申案前書きに、前回の漁業センサスにおける指摘事項を踏まえて審議したとし、次回調査についてはこのような事柄について検討する問題提起と課題設定がなされているが、今回の漁業センサスで、前回の審議会で指摘された事項について改めた点、又は改められなかった点が参考資料6の新旧対照表などにあればと考えていた。

また、参考2の2(2)で前回の審議結果について漁業従事者世帯調査に関する指摘があるが、今回の内容で正確に改正されたかがよく分からない。やはり、前回の審議結果に基づいて今回改めた点について御指摘と合わせて御説明いただければと思う。

河崎課長) 前回審議で御指摘いただいたのは、1点目は外国人の就業者を把握すること、2点目は従事者世帯調査について、雇用者側の経営体から把握できないかということである。外国人の就業者については、海上の漁労に携わるものを把握することで、御指摘を踏まえた改正を行った。

雇用者側から従事者世帯調査ができないかということについては、プライバシー面や、世帯の詳細について雇用者側が把握しているかという問題もあり、今回は見送らせていただいた。

山本審査官) 参考2の「2003年漁業センサス(仮称)の視点と対応について」に指摘事項について記載があり、実施者からの御説明があったような形で、一部対応できていない部分もあるが、外国人関係等の把握の御指摘について今回対応したことは、答申案に盛り込んでいる。

地区概況調査について御指摘があったことについては、今回新たに指摘し直しているところがあり、対応しているかどうかは明確になっていないが、前回の御指摘も踏まえつつ、今回新たにまた指摘しているところもあると整理している。

飯島委員) やはり5年間かけて調査することから、非常に権威のある統計審議会で指摘された案件や項目については、次回までに解決する方向で御検討いただいて、検討した結果は答申案の中に明記して、分かりやすいように表現していただいた方がよいと思う。

竹内会長) 今の御指摘の件については、前回との関連で対応していただいたことがあると思うが、今回の答申は、次回調査に向けて様々な指摘を行い、その中で特に今回行わざる

を得ないが、それに基づいて、次回からは違う形にした方がよいという答申内容がかなりある。

例えば今回の結果に基づいて標本調査を新たに設けるなど、これは次回の漁業センサスでは十分取り入れられ、いかされることを期待するが、それについての御報告を次回の案件を諮るときには入れていただく必要があるだろう。

5年も先ではないかもしれないが、今回の答申はそのような面では普通の答申とは違った性格であり、普通はこれでよいがここはできればこうしていただきたい、あるいは今無理なら次回はこのようにしていただきたいという部分が多い。それに対して、今回はこのように行わざるを得ないが、それに基づいてデータが出たら、そのデータに基づいて次回からはこのようにしてほしいという複雑な構造になっており、十分に受け継いでいただく必要があるだろう。

他に意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。

(異議なしとの声あり)

異論がないようなので、総務大臣に対して答申することとしたい。

それでは、調査実施者である農林水産省大臣官房の山本統計情報部長からごあいさつを頂く。

山本部長) ただいま 2003 年漁業センサスの実施計画について答申を頂き調査実施者としてお礼を申し上げます。

今回のセンサスでは水産基本計画に基づく各種水産施策の推進に対応して、一つ目は漁業生産、漁業経営体と漁業地域の一体的な把握を行い、二つ目は多様化する水産物の生産から流通、加工までの体系的な把握を行うことを念頭に置き、漁業センサスを中心として水産統計調査全体の体系的な整備を図ることにしている。

本日の答申でこれをお認めいただくとともに、今後の検討方向をお示しいただいたが、今後は答申の趣旨を踏まえ、本年 11 月 1 日の調査に向け全力を期してまいりたいと考えている。最後になるが、竹内会長、須田部会長を始め、委員・専門委員各位の熱心な御審議を頂いたことに対して感謝を申し上げます。

(2) 部会の開催状況

○ 農林水産統計部会

平成 15 年 2 月 19 日に開催された第 84 回農林水産統計部会（議題：「2003 年漁業センサス（仮称）の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。